

大川市特定事業主行動計画の実施状況及び大川市における女性の活躍状況の公表 (令和8年9月公表)

大川市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「大川市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、大川市における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合（主な職種別及び全体）

	R3年度採用	R4年度採用	R5年度採用	R6年度採用	R7年度採用
一般事務職	42.9%	42.9%	75.0%	66.7%	50.0%
土木技術職	0.0%	－	0.0%	－	0.0%
保健師	100.0%	－	－	－	100.0%
保育士	－	－	－	－	100.0%
全体	33.3%	42.9%	66.7%	57.1%	50.0%

(2) 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合（主な職種別及び全体）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
一般事務職	35.1%	42.4%	44.4%	34.6%	34.4%
土木技術職	0.0%	50.0%	－	0.0%	－
保健師	－	－	－	100.0%	－
保育士	－	－	100.0%	100.0%	－
全体	32.3%	42.6%	48.3%	31.6%	34.4%

(3) 職員に占める女性職員の割合

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
一般事務職	29.3%	30.5%	32.2%	33.7%	34.6%
土木技術職	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(4) 中途採用の男女別実績

	R3年度採用	R4年度採用	R5年度採用	R6年度採用	R7年度採用
男性の人数	0人	1人	1人	1人	4人
女性の人数	1人	0人	1人	0人	0人
合計	1人	1人	2人	1人	4人

(5) 管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合

	目標 (R7年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
課長級相当職	—	8.0%	12.5%	12.0%	11.5%	16.7%
課長補佐級相当職	—	16.1%	17.1%	18.2%	21.2%	24.3%
係長級相当職	—	21.1%	27.6%	25.0%	25.0%	21.4%
係長級以上	20.0%	15.6%	19.3%	18.9%	19.8%	21.3%

(6) 機会の提供に資する制度の概要

●ハラスメント等対策の整備状況

- ・ハラスメント等対策のための相談窓口を設置
- ・ハラスメントの防止等に関する要綱を制定、周知

●中途採用の概要

- ・民間企業等の職務経験者採用試験を年に1回実施

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 離職率（R7年度）※定年退職を除く

年齢はR7.4.1現在

	離職率	離職者の年代別割合							
		18～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～60
男性職員 離職率	2.4%	12.5%	0.0%	0.0%	5.0%	4.5%	3.6%	0.0%	0.0%
女性職員 離職率	3.6%	10.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%

(2) 男女別の育児休業取得率

職種（男女別）	目標 （R7年度）	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事務職（男性）	10.0%	0.0%	20.0%	50.0%	50.0%	60.0%
事務職（女性）	－	100.0%	100.0%	－	100.0%	100.0%
技術職（男性）	10.0%	0.0%	－	－	－	50.0%
技術職（女性）	－	－	－	－	－	－
合計（男性）	10.0%	0.0%	20.0%	50.0%	50.0%	57.1%
合計（女性）	－	100.0%	100.0%	－	100.0%	100.0%

(3) 男性職員の配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）取得率

	目標 （R7年度）	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
配偶者出産者数	－	9人	5人	4人	4人	7人
配偶者出産休暇取得率	100.0%	77.8%	80.0%	50.0%	50.0%	100.0%
育児参加のための休暇取得率	－	22.2%	20.0%	25.0%	0.0%	28.6%

(4) 超過勤務の状況（令和7年度）

i) 一人当たり一月当たりの平均超過勤務時間

管理職	－
管理職以外	8.4時間

ii) 上限を超えて勤務した職員数 65人（管理職以外）

(5) 年次有給休暇の取得日数の状況（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

※短時間再任用は除く

i) 平均取得日数 ※期間途中の入職・退職者、休職者等は除く 12.5日

ii) 取得日数が5日未満の職員割合 14.9%

(6) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

- ・年次有給休暇の取得促進について夏季休暇通知の際に併せて通知
- ・時間外勤務縮減について取組の徹底